

島労発総 0904 第2号

令和5年9月4日

一般社団法人 島根労働基準協会会長

島根労働局長  
(労働保険徴収室)



令和5年度労働保険の適用促進にかかる広報依頼について

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働保険の未手続事業の一掃を図るため、全国的な広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解と周知を図るとともに未手続事業場への加入勧奨を行っています。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、貴会の広報誌、ホームページ等に別添の広報文を掲載いただきますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、広報文掲載にあたりましては、掲載スペースに合わせて編集していただくことも可能です。その場合は、下記担当部署までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、広報文の電子データが必要な場合も下記担当部署までご連絡いただきますようお願いいたします。

【担当部署】

島根労働局総務部労働保険徴収室

適用係 宮崎、津田

Tel 0852-20-7010

Fax 0852-20-7024

E-mail chosyu-shimane@mhlw.go.jp

## 労働保険の 加入手続きは お済みですか？

パート・アルバイトなどの名称や雇用形態に関わらず  
労働者を一人でも雇っている場合は  
労働保険に加入する必要があります

※「労働保険」とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、  
政府が管掌する強制保険制度です。

**労災保険** … 労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、あわせて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

**雇用保険** … 労働者の方が失業した場合に、必要な保険給付を行い、生活の安定と再就職の支援を図るための保険制度です。また、事業主の方に向けた、失業の予防や雇用機会の増大・雇用の安定等に関する各種助成金制度が設けられています。

- ★ 労働保険に関する事務手続等は労働保険事務組合や社会保険労務士に委託することもできます。
- ★ どなたでも、事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っているかをインターネット上で確認できます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省トップページ

「テーマ別に探す」>「雇用・労働」>「労働基準」

>「施策情報」>「労働保険の適用・徴収」

>「施策紹介」>「労働保険に関する総合情報はこちら」>「適用事業場検索」



お問い合わせ…島根労働局 労働保険徴収室 tel 0852-20-7010